2025年度定例のリスト改正等について

CISTEC事務局

はじめに

定例のリスト改正を含むパブリックコメントが、2025年9月4日から10月3日まで実施され、それらの改正が11月11日の閣議決定を経て、11月14日に公布された。施行時期は、リスト改正(輸出令別表第1、貨物等省令、運用通達解釈、役務通達解釈)は、2026年2月14日(貨物等省令第2条の2第2項第二号発酵槽、第四号のクロスフローろ過用の装置、第五号の二の噴霧乾燥器は、関連する運用通達の「滅菌」「消毒」の解釈も含めて2025年11月15日施行、また「銃砲弾」の解釈も2025年11月15日施行)で、異例なことに公布から施行のまでの期間は3ヶ月であり、従来の2ヶ月を上回ったのである。2ヶ月では当初の施行時期が年末年始にあたることから、配慮してくれたものと思われる。それ以外の政令、省令、通達等の施行時期は、次のとおりである。

- ・輸出令 第2条第2項、別表2、別表7は2025年12月1日、第4条は2025年11月15日
- ·貿易外省令 2025年11月15日
- ·無償告示 2025年11月15日
- · 重要技術報告告示 2026年1月14日
- ・運用通達 4の「特例」改正部分は2025年11月15日、2の「輸出の承認」の改正部分は2025年12月1日
- 提出書類通達 2026年2月14日
- ・包括許可要領 2026年2月14日 (ただし、様式18の5, 24の改正は2025年11月14日)

なお、リスト改正に関しては、貨物等省令の附則の(準備行為)で、「この省令の施行の日前においても、 当該許可の申請を行うことができる。」と規定され、従来の運用が明文化されたが、実際の申請の受付は2 025年12月15日からとなっている。

(経済産業省の「安全保障貿易管理」の「貨物・技術のマトリクス表」は、2025年11月15日施行版と2026年2月14日施行版の両方が掲載されている。)

本稿は、これら改正の解説を試み、理解の一助となることを目指している。

1. 4月以降の改正について

今年度はじめには、まず重要・新興技術関連品目等の改正が4月3日公布(政令は3月28日公布)、5月28日に施行された(包括許可取扱要領で一般包括許可又は特別一般包括許可から特定包括許可になった貨物・技術の部分については、11月28日施行)。4月9日公布においては、補完的輸出規制等の改正が主であった(10月9日施行)が、他には、①外国軍隊の防衛装備の持ち帰りに係る手続の合理化(4月

9日施行)、②展示会等における技術提供に関する手続の合理化(4月9日施行)、③チェックリストの見直し(5月9日施行)、④技術管理強化のための官民対話スキームに係る対象技術の追加(6月9日施行)があった。それ以外にも無償告示の追加、通常兵器開発等省令、核兵器等開発等省令等の改正があった。

2. リスト改正について

(1) 1の項

1) 運用通達解釈「銃砲弾」(緩和)

「除く」規定(欄の右側)に「本邦において国際的な規模で開催されたスポーツ競技大会で自己の用に供するために本邦において入手したもの」が追加された。1の項であっても懸念性が極めて小さいもの(主にスポーツ用銃が対象であると思われる。)を規制除外したものである。

*2025年11月15日施行

2) 運用通達解釈「火薬類」(緩和)

「除く」規定に「医薬品や治療薬であって、個人使用のための個別包装されたもの」が追加された。これは、CISTECからの要望(「輸出令別表第1の1の項(3)火薬類の「解釈」への除外規定追加の件」(2025年1月10日))がほぼ反映されたものである。要望の案は次のとおり。

「火薬類取締法第2条第1項第二号ハに規定する硝酸エステルを含む医薬品、接着剤、塗料、インキ、 化粧品であって、個人的使用のために小売用の包装(瓶、缶、チューブ等に詰められたもの)にしたも の」

(2) 2の項

1) 貨物等省令第1条第四十五号(明確化)

ロの「圧力」が「衝撃圧力」に修正された。

NSGの原文は次のとおり。

PART 2

5. TEST AND MEASUREMENT EQUIPMENT FOR THE DEVELOPMENT OF NUCLEAR EXPLOSIVE DEVICES

5.B. TEST AND PRODUCTION EQUIPMENT

- 5.B.5. Specialised instrumentation for hydrodynamic experiments, as follows:
- b. Shock pressure gauges capable of measuring pressures greater than 10 GPa, including gauges made with manganin, ytterbium, and polyvinylidene fluoride (PVDF) / polyvinyl difluoride (PVF2); この冒頭の Shock pressure を忠実に訳したものである。

2) 運用通達解釈「干渉計」(明確化)

「ホーマイクロ波速度干渉計(光マイクロ波混合速度計を含む。)」が追加された。 対応する NSG の原文は次のとおり。 Note: Item 5.B.5.a. includes velocity interferometers such as VISARs (Velocity Interferometer Systems for Any Reflector), DLIs (Doppler Laser Interferometers) and PDV (Photonic Doppler Velocimeters) also known as Het-V (Heterodyne Velocimeters) and microwave velocity interferometers including optic-microwave mixing velocimeters.

(3) 3の2の項

1)貨物等省令第2条の2第1項第三号(明確化)

「ボツリヌス毒素」が「ボツリヌス神経毒素」に修正された。 AGの原文は次のとおり。

Toxins as follows and subunits thereof

3. Botulinum neurotoxins

るが)対応するものである。

Botulinum をより適切な用語である Botulinum neurotoxins にしたということである。

2) 貨物等省令第2条の2第2項第二号(明確化)

イ (一)「・・・又は殺菌ができるもの」が「・・・又は消毒することができるように設計されたもの」に修正された。(二)「又は殺菌ができるもの」から「又は消毒をすることができるもの」に修正された。これは、「意見募集について」の1. (1)①の「噴霧乾燥器に関する規制内容の見直し」の「当該品目に関連する高裁判決を踏まえ、省令上の「殺菌」の文言を「消毒」に改正するとともに、「消毒」の手法を、化学物質の使用による手法に限定する等の改正を行います。」に(当該号は「発酵槽」の規定ではあ

高裁判決とは、「大川原化工機事件に係る国家賠償請求訴訟」のことであり、今年5月28日に判決がだされ、原告(大川原化工機)、被告(国、東京都)の双方が上告せず、6月11日に判決が確定したものである。

6月4日には、衆議院経済産業委員会で、当時の経済産業大臣は「省令の改正を含めて、規制内容の明確化について検討を行っていく。」と答弁しており、今般の改正はこの答弁に沿ったものである。

また、CISTEC生物・化学兵器製造装置分科会から、「AG Control List(生物兵器製造装置関連)改定に向けてのご提案」(2023年11月17日)、「AG Control List(生物兵器製造装置関連)改定に向けてのご提案(2025年1月の中間会合に向けて)」(2024年11月15日)」と2度にわたり、提案を経済産業省に提出しており、今般の改正に寄与している。

*この貨物等省令は2025年11月15日施行

3) 貨物等省令第2条の2第2項第三号(強化)

イ. は、従来の規定の構成が変わっただけであるが、ロとして「使い捨て式の遠心分離機(= Single-use centrifugal separators)」が追加されている。

AGの原文は次のとおり。

3. Centrifugal Separators

Centrifugal separators capable of continuous separation, without the propagation of aerosols, having a flow rate greater than 100 litres per hour, as follows:

- a) Centrifugal separators having all of the following characteristics: i. one or more sealing joints within the steam containment area; ii. components of polished stainless steel or titanium; iii. capable of in-situ steam sterilisation in a closed state.
- b) Single-use centrifugal separators, in which all components that come in direct contact with the substances being processed are disposable or single use.

このAG原文に忠実に訳出されている。

4) 貨物等省令第2条の2第2項第四号、運用通達解釈「貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)消毒」(明確化)

ロ(一)の「殺菌」が「消毒」と修正された。

また、「解釈」として「滅菌又は殺菌をするもの」と「滅菌」と「殺菌」を一緒に規定していたが、今般は「クロスフローろ過用の装置」の「滅菌」と「消毒」を別々に規定し、「滅菌」は「貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)の滅菌」として「物理的手法(例えば、蒸気の使用)あるいは化学薬剤の使用により、当該装置から全ての生きている微生物を除去することを意味する。」、「消毒」は、「貨物等省令第2条の2第2項第四号ロ(一)消毒」として「化学薬剤

の使用により、通常、細菌の芽胞以外の微生物の数を減らすプロセスを意味するが、必ずしも全ての微生物を殺したり、除去するものではない。」とされた。

「滅菌」と「消毒」の解釈のAGの原文は次のとおり。

Technical note: In this control, 'sterilized' denotes the elimination of all viable microbes from the equipment through the use of either physical (eg steam) or chemical agents. 'Disinfected' denotes a process to reduce the number of microorganisms but not usually of bacterial spores, through the use of chemical agents, without necessarily killing or removing all organisms.

この Technical note:に基づく「解釈」の改正は、2023年度のパブリックコメントの対象になったが、そのときはペンディングになったから、2年越しの決着ということになる。

なお、同時に掲載されたQ&Aでは、クロスフローろ過用の装置以外の、たとえば発酵槽、凍結乾燥器、噴霧乾燥器の「滅菌」「消毒」の解釈についても、クロスフローろ過用の装置の「滅菌」「消毒」の「解釈に準じてお考えください。」とある。

- *この貨物等省令は2025年11月15日施行
- **「滅菌」「消毒」の解釈は2025年11月15日施行

5) 貨物等省令第2条の2第2項第五号の二(明確化)

裁判の対象になった「噴霧乾燥器」の規定であるが、ハの「殺菌」が「消毒」と修正された。また、パブリックコメントの段階から、次にようにAGの規定にはない修正が加えられている。

「噴霧乾燥器」の前に「<u>毒素又は病原性微生物の乾燥に用いることができる</u>」との修飾語が追加された。

これも規制される噴霧乾燥器の機能・性能は何かを明確化する目的で追加したものであろう思う。 また、繰り返しになるが、「滅菌」「消毒」の解釈は、クロスフローろ過用の装置の解釈を準用すること になる。

*この貨物等省令は、2025年11月15日施行

6)輸出令別表第1の3の2の項(2)10、貨物等省令第2条の2第2項第十号のペプチドの合成を行 うための装置、運用通達解釈「システム合成スケール」(強化)

輸出令別表第1の3の2の項(2)10に「ペプチドの合成を行うための装置」が新たに追加された。 A G 合意によるものである。この輸出令別表第1の3の2の項(2)10の追加を受けて、貨物等省令第2条の2第2項第十号にその仕様が規定された。その仕様の一部の「システム合成スケール」が、運用通達の解釈に規定された。

AGの原文は次のとおり。

11. Peptide synthesizers

Peptide synthesizers that are partly or entirely automated and capable of generating peptides at a 'system synthesis scale' of 1 mmol or greater.

Technical Note: 'System synthesis scale' denotes the maximum amount of peptide (mmol) that can be produced by the instrument using the largest compatible reaction vessels (L). For multiple peptides produced in parallel, this is the sum of the largest compatible reaction vessels (L).

N.B.: See the Control List of Dual-Use Chemical Manufacturing Facilities and Equipment and Related Technology and Software for other chemical reaction vessels or reactors

(4) 4の項

1)貨物等省令第16条第1項第四号(強化・明確化)

「500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット若しくはその製造用の装置・・・の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)から「500キログラム以上のペイロードを300キロメートル以上運搬することができるロケット<u>若しくは無人航空機</u>若しくは<u>これら</u>の製造用の装置・・・の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)」と「無人航空機とその製造用の装置の設計、製造又は使用に係る技術(プログラムを除く。)」まで規制対象範囲が拡大した。

これは、2020年4月のCISTEC航空宇宙分科会の次の要望が反映されたものである。「MTC R原文にあり、貨物等省令では抜け落ちていると思われる「500 キログラ ム以上のペイロードを 300 キロメートル以上運搬できる無人航空機とその製造用 の装置等の設計、製造、使用の技術(プログラム を除く。)」を、貨物等省令第16 条第1項第四号に規定するよう要望いたしますので、ご検討をお願いいたします。」

(5) 5の項

1) 貨物等省令第4条第七号ハ(二)9, 運用通達解釈「超音波噴霧法」(強化)

貨物等省令第4条第七号ハ(二)9に「超音波噴霧法」が追加され、運用通達解釈「超音波噴霧法」として「溶融した金属合金の流れを超音波振動によって、直径500マイクロメートル以下の溶滴にする方法をいう。」と規定された。

ワッセナー・アレンジメント (以下「WA」) の原文は次のとおり。

- 1. C. 2. c. 2. Made in a controlled environment by any of the following processes:
 - i. 'Ultrasonic atomisation';

Technical Notes For the purposes of 1.C.2.:.

10. 'Ultrasonic atomisation' is a process to reduce a molten stream of metal alloy to droplets of 500 μ m diameter or less by ultrasonic vibration.

2) 貨物等省令第4条第十号ロ(一)、(三)、ハ(強化)

温度の条件がロ(一)が「零下263.31度超」から「零下263.3度超」へ、ロ(三)が「零下268.96度」から「零下268.95度」へ、ハが「零下158.16度」から「零下158.15度」へ改正された。

WAの原文は次のとおり。

- 1. C. 5. b. "Superconductive" "composite" conductors consisting of one or more "superconductive" 'filaments' other than niobium-titanium, having all of the following:
- 1. A "critical temperature" at zero magnetic induction exceeding 9.85 K (-263.3° C); and 2. Remaining in the "superconductive" state at a temperature of 4.2 K (-268.95° C) when exposed to a magnetic field oriented in any direction perpendicular to the longitudinal axis of conductor and corresponding to a magnetic induction of 12 T with critical current density exceeding 1,750 A/mm2 on overall cross-section of the conductor;
- 1. C. 5. c. "Superconductive" "composite" conductors consisting of one or more "superconductive" 'filaments', which remain "superconductive" above 115 K (-158.15° C).

3)輸出令別表第1の5の項(20)、貨物等省令第4条第十七号(強化)

輸出令別表第1の5の項(20)として「ほぼ等しい割合の複数の元素で構成された合金の粉又は耐火性のある金属の粉若しくはその合金の粉」が追加された。

この政令を受けて、貨物等省令第4条第十七号に仕様が規定された。パブコメ段階からは「粉」が「粉末」に修正されている。

これらは、WAの合意事項ではなく、「国際輸出管理レジームにおいて政治的動機等何らかの理由でコンセンサスに至らない場合でも、一定の条件を満たす場合には同盟国・同志国とともに先行的に輸出管理を開始(先行管理) すべきである。」とした昨年4月の産構審安全保障貿易管理小委員会の中間報告に則ったものであると思う。

4) 貨物等省令第17条第1項第三号(強化)

「第4条第二号から第十六号まで」から「第4条第二号から第十七号まで」に改正されたが、第4条に 第十七号が追加されたことによる改正である。

(6) 6の項

1) 運用通達解釈「貨物等省令第5条第八号ロ(三)3中の測定の不確かさ」(明確化)

もともと WA の Global Definition で"measurement uncertainty"として定義されていたものだが、この用語を用いていたのが WA 2.B.6.b.3.c.のみであったため、WA2024 で定義がこの項番の Technical Notes に移動した。これを受けて解釈が追加されたものであり、省令改正は無い。

(7) 7の項

1) 貨物等省令第6条第一号ヨ、運用通達解釈「合計処理性能(TPP)」(緩和)

この改正も、WAの合意事項ではなく、同盟国・同志国の合意によるものである。従来のヨは、量子計算機関連の集積回路として今年5月28日施行の改正で追加されたばかりのものであり、(一)から(四)のいずれかに該当するもの又はこれらに該当するようにプログラムが可能なものが規制対象であったが、今般は従来の(一)だけに該当するもの(「機械語命令を実行する」が削除されたが)」に対象範囲が限定された。

運用通達解釈「合計処理性能 (TPP)」も改正された。

2) 貨物等省令第6条第九号、運用通達解釈「上限三デシベル周波数」(緩和/明確化)

WA合意を受け、上限三デシベル周波数が 60GHz から 90GHz に緩和された一方、可変帯域幅ウィンドウという従来にない機能を持つオシロスコープに対応するために解釈が改正された。

WAの原文は次のとおり。

- 3. A. 2. a. 7. Real-time oscilloscopes having all of the following:
 - a. A vertical root-mean-square (rms) noise voltage of less than 2% of full-scale at the vertical scale setting that provides the lowest noise value; and
 - b. An 'upper 3dB frequency' greater than 90 GHz on any channel. Note 3.A.2.a.7. does not apply to equivalent-time sampling oscilloscopes.

Technical Notes For the purposes of 3.A.2.a.7.b.:

1. 'Upper 3dB frequency' is the greater of:

- a. The specified 3dB bandwidth of the oscilloscope; or
- b. The maximum upper end of the frequency range of any 'movable bandwidth window'.
- 2. 'Movable bandwidth window' is a bandpass filter with a user

3) 貨物等省令第6条第十号の二 運用通達解釈「貨物等省令第6条第十号の二のモジュール、電子組立品又は装置」「ユーザー構成可能」「ルックアップテーブル入力数の総計」(強化)

これもWA合意ではないものであり、「ユーザー構成可能(=user configurable)」「ルックアップテーブル入力数の総計(=aggregate lookup table input count)」(パブコメ段階では「集計ルックアップテーブル入力数であった。」)といった新しい概念が盛り込まれた規定である。性能が優れたフィールドプログラマブルロジックデバイスを組み込んだモジュール、電子組立品、装置の規制がループホールになっているのを防ぐためのものであろう。

4) 貨物等省令第19条第1項第五号(強化)

貨物等省令第6条の第十号の二が追加されたことによる改正である。

5) 運用通達解釈「貨物等省令第6条第二十二号及び第二十三号の基板を含む材料」(明確化)

「少なくとも一層のエピタキシャル層がある場合は、貨物等省令第6条第十八号又は第二十四号に基づいて判定しるものとする。」と新たに規定される。

WAの原文は次のとおり。

3. C. 5. High resistivity materials as follows:

N.B. For materials consisting of a "substrate" specified by 3.C.5. with at least one epitaxial layer, see 3.C.1. or 3.C.6.

(8) 9の項

1) 貨物等省令第8条第一号ロ、ハ、ニ(強化)

ロ、ハ、ニの「(人工衛星に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。)」から「宇宙空間用の飛しょう体に搭載するように設計し、又は改造したものを除く。)」と改正された。WA合意によるものである。

WAの原文は次のとおり。

5. A. 1. Telecommunications systems, equipment, components and accessories, as follows:

Note 2 5.A.1.a.2., 5.A.1.a.3. and 5.A.1.a.4. do not apply to equipment designed or modified for use on board "spacecraft".

この"spacecraft"が以前は satellites だったのである。

この省令に関連して、運用通達解釈「宇宙空間用の飛しょう体」が新設された。 WAの原文は次のとおり。 Cat 5, 9 ML11

"Spacecraft"

A craft designed to operate in, persist in or transit through space in the form of a "satellite", "space probe", or "space vehicle".

Note "Spacecraft" does not include landers, rovers, or other craft, limited by design to operate on or beneath the surface of, or in the atmosphere of an extra-terrestrial celestial body, or "sub-orbital craft

2) 貨物等省令第21条第2項第五号(強化)

「人工衛星に搭載することができるように設計した伝送通信装置」が「宇宙空間用飛しょう体に搭載するように設計した伝送通信装置」に改正された。

(9) 10の項

1) 貨物等省令第9条第十号ニ (一) 2 一、二、三 (強化)

WAの合意事項のとおり、閾値を細分化した。

WAの原文は次のとおり。

- 6. A. 5. d. 1. b. Individual multiple-transverse mode semiconductor "lasers" having any of the following:
- 1. Wavelength of less than 780 nm and average or CW output power exceeding 25 W;
- 2. Wavelength equal to or greater than 780 nm and less than 1,100 nm and average or CW output power exceeding 30 W;
- 3. Wavelength equal to or greater than 1,100 nm and less than 1,400 nm and average or CW output power exceeding 25 W;

(10) 12の項

1) 貨物等省令第11条第四号イ(二)(強化)

WAの合意事項で、直流電動機に PMAC 電動機が追加された。

WAの原文は次のとおり。

- 8. A. 2. Marine systems, equipment and components, as follows:
 - N.B. For underwater communications systems, see Category 5 Part 1 Telecommunications.
 - a. Systems, equipment and components, specially designed or modified for submersible vehicles and designed to operate at depths exceeding 1,000 m, as follows:;
 - 2. Direct current electric propulsion thrusters and specially designed motors therefor;

 Technical Note For the purposes of 8.A.2.a.2., brushless direct current motors may be referred to as Permanent Magnet Alternating Current (PMAC) motors.

(11) 13の項

1) 貨物等省令第12条第四号、運用通達解釈「宇宙空間用の飛しょう体」(共通化)

「宇宙空間用の飛しょう体」の解釈については、「9の「宇宙空間用の飛しょう体」の解釈に同じ。」とな

った。

2) 貨物等省令第12条第四号ニ、運用通達解釈「宇宙空間用の飛しょう体のミッション機器」(明確化)

WAの合意事項である。

「解釈」では、「(宇宙空間用の飛しょう体のペイロードともいう。)」とあり、「ペイロード」という用語が「ミッション機器」に平行移動したものであり、規制自体は変わっていない、と思う。

WAの原文は次のとおり。

- 9. A. 4. Space launch vehicles, "spacecraft", "spacecraft buses", "spacecraft mission equipment", "spacecraft" on-board systems or equipment, terrestrial equipment, airlaunch platforms and "sub-orbital craft", as follows:
 - d. "Spacecraft mission equipment" incorporating items specified by 3.A.1.b.1.a.4., 3.A.2.g., 5.A.1.a.1., 5.A.1.b.3., 5.A.2.c., 5.A.2.e., 6.A.2.a.1., 6.A.2.a.2., 6.A.2.b., 6.A.2.d., 6.A.3.b., 6.A.4.c., 6.A.4.e., 6.A.8.d., 6.A.8.e., 6.A.8.k., 6.A.8.l. or 9.A.10.c.;

DEFINITIONS

Cat 9 "Spacecraft mission equipment"

Equipment designed to be located on a "spacecraft bus", and to perform a mission in space or to enable the "spacecraft" to perform its mission (e.g., communications, observation, science, transport).

Technical Note "Spacecraft mission equipment" is sometimes referred to as a spacecraft payload.

3) 貨物等省令第12条第四号ホ、運用通達解釈「ペイロードデータ処理」(明確化)

「ペイロードデータの管理、保管及び加工処理を含む。」から「宇宙空間用の飛しょう体のミッション機器データの管理、保管及び加工処理を含む。」に改正されている。

WAの合意事項である。

WAの原文は次のとおり。

- 9. A. 4. e. On-board systems or equipment, specially designed for "spacecraft" and having any of the following functions:
 - 2. Payload data handling; or

Note 9.A.4.e.2. includes management, storage, and processing of "spacecraft mission equipment" data.

4) 貨物等省令第12条第四号へ、運用通達解釈「準軌道用の飛しょう体」(明確化)

WAの DEFINITIONS では、次のように Only が追加された。

"Sub-orbital craft"

b. Only perform non-orbital trajectories; and

「解釈」のロが、「地球周回軌道でない宇宙空間を飛行すること」が「飛行経路が地球周回軌道ではな

いこと」になる。

5) 貨物等省令第25条第3項第二号イ(五)、役務通達解釈「プレッシャーゲイン燃焼」(明確化)

(五)が「プレッシャーゲイン燃焼を利用したもの」から単に「プレッシャーゲイン燃焼」となる。 WAの原文が改正されたことによるものである。

WA Ø 9. E. 3. a. 2. Combustors having any of the following:

e. Utilising 'Pressure gain combustion';

また、役務通達解釈「プレッシャーゲイン燃焼」の改正4は、WAの次の改正によるものである。

Technical Note

For the purposes of 9.E.3.a.2.e., 'pressure gain combustion' refers to a combustor where the bulk average stagnation pressure at the combustor outlet is greater than the bulk average stagnation pressure at the combustor inlet due primarily to the combustion process, when the engine is running in a "steady state mode" of operation.

6) 貨物等省令第25条第3項第四号(明確化)

「・・・に係るエンジンの安定性を維持するために設計した流路の形状を可変とするために・・・」が「・・・に係るエンジンの安定性を維持するために設計した**ガスタービンエンジンの**流路の形状を可変とするために・・・」となる。

WA の原文は次のとおり。

9.E.3.i."Technology" for gas turbine engine adjustable flow path systems designed to maintain engine stability for gas generator turbines, fan or power turbines, or propelling nozzles, as follows:

(12) 15の項

1) 貨物等省令第14条第九号口(三)(緩和)

「光ファイバーを用いていない光伝送の方式によって 1,000 メートルを超える距離でデータ又は指令を送受することができるもの」が削除された。

3. 貿易外省令

1) 第9条第2項第三号(緩和)

貿易外省令第9条(許可を要しない役務取引等)第2項第三号に政府が行う外国政府に賠償等に「安全保障上の能力強化等に係る協力の役務取引(輸出令別1の1の項の設計、製造、使用の技術の提供は除外)」が追加された。「安全保障上の能力強化等に係る協力」はOSA=Official Security Assistance と呼ばれるものである。

「我が国が戦後最も厳しく複雑な安全保障環境に置かれる中、力による一方的な現状変更を抑止して、

特にインド太平洋地域における平和と安定を確保し、我が国にとって望ましい安全保障環境を創出するためには、我が国自身の防衛力の抜本的強化に加え、同志国の抑止力を向上させることが不可欠です。

こうした目的を達成するため、開発途上国の経済社会開発を目的とする政府開発援助(ODA)とは別に、同志国の安全保障上のニーズに応え、資機材の供与やインフラの整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな無償による資金協力の枠組み(「政府安全保障能力強化支援(OSA)」)を導入することとしました。本枠組みは令和4年12月16日に閣議決定された国家安全保障戦略においても記述されています。」

(令和7年10月30日外務省「日本の安全保障政策」から)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/ipc/page4_005828.html

2) 第9条第2項第十四号二(三)(緩和)

プログラムの第9条第2項第十四号ニの「特例」に、(三)としてプログラムそのものの破損でなく、 記録媒体(=貨物)が破損し、修理不可の場合、記録媒体を再輸出する際に、格納されているプログラム が役務取引許可をしたものと同一のものであれば、当該プログラムについて、あらためて役務取引許可を 取得する必要はないというものである。

((二) は、貨物が修理可能であるものに格納されているプログラムの特例)

1)、2)ともに「輸出規制の合理化・適正化」と位置づけられており、(パブコメ案では「公布の日から施行する。」となっていたが、)公布の翌日の11月15日から施行されている。

4. 無償告示第二号

1) 柱書き

「無償での持ち帰り(=輸入)を前提とした一時持ち出し(=輸出)」の柱書きに「(1から7までの項に規定する貨物であって、輸出貿易管理令別表第1の1の項の中欄に掲げるもの)は除く。」と追加された。従来の規定は、「輸出令別表第1の1の項「武器」には適用できないということである。

なお、当該告示の改正は、輸出令第4条の柱書きの「ただし、別表第1の1の項中欄に掲げる貨物 (第二号ホ<u>及びへ</u>に掲げる貨物を除く。)については、この限りでない。」と「及びへ」が追加改正された ことに基づくものである。

2) 8の項

外国で開催の国際スポーツ大会(運用通達では、「オリンピック、デフリンピックその他のこれに類するものであって、あらかじめ経済産業省が公表するものに限る。」とある。)に参加するために、一時的に持ち出される銃及び銃砲弾が対象として追加された(銃砲弾については、運用通達で「「貨物」には、海外で費消される銃砲弾を含むものとする。」とあって、「銃砲弾」に関しては、かならずしも持ち帰りを求めているわけではない。)。

3) 9の項

「内閣総理大臣又は外部大臣」、実際には「内閣府又は外務省」が化学兵器禁止条約に基づき行う遺棄化学兵器の廃棄を目的とした一時的な持ち出しの貨物(経済産業省の資料では「化学材検知器等」が挙げられている。)が追加された。従来、これら政府機関が行う「一時持ち出し」の輸出であっても、経済産業大臣の輸出許可を取得していたが、許可不要の対象に追加された。運用通達で、対象となる貨物は「その一部が海外で費消又は処分されるものを含む。」とされている。

4)10の項

「警察庁長官又は海上保安庁長官」、実際には「警察庁又は海上保安庁」が警護を目的とした一時的な持ち出しの貨物(経済産業省の資料では「防弾チョッキ等」が挙げられている。)が追加された。 運用 通達で、対象となる貨物は「その一部が海外で費消又は処分されるものを含む。」とされている。

5) 11の項

「防衛大臣」、実際には「防衛省」(運用通達では、「防衛大臣の委託を受けた者を含む。」とある。)が自衛隊の装備の附属品又は部分品の修理(運用通達では、貨物の仕様が変更しないものをいう。)を目的とした輸入元への一時的な持ち出しの輸出(運用通達では「1対1の交換を含む」、また修理費用が「無償か有償を問わないものとする。」とある。)が対象に追加された。

これらは「輸出規制の合理化・適正化」と位置づけられており、(パブコメ案では「公布の日から施行する。」となっていたが、)公布の翌日の11月15日から施行されている。

5. 官民対話スキームの「重要管理対象技術 |

現在までに15の品目の「重要管理対象技術」(設計又は製造に係る技術)が指定されているが、あらたに以下の品目が追加された。

- (1) ディスプレイの製造に用いられるもの
 - 1)量子ドット
 - 2) 有機エレクトロルミネセンスディスプレイに用いられる熱活性化遅延蛍光特性を有する材料
 - 3)位相差フィルム
- (2) 内視鏡及びその製造に用いられるもの
- 1) 軟性内視鏡の挿入部
- *これらは2026年1月14日施行である。

6. 包括許可取扱要領

- (1) 別表A
- 1)地域区分「ぬ地域」の新設

「地域区分」として「ぬ地域」をあらたに設けた。これは、「我が国と防衛装備移転協定を締結した国」と規定され、アメリカ合衆国、アラブ首長国連邦、イタリア、インド、インドネシア、英国、オーストラリア、シンガポール、スウェーデン、タイ、ドイツ、フィリピン、フランス、ベトナム、マレーシア、モンゴルの16カ国が指定されている。

*包括許可取扱要領の地域区分は「運用通達」の別表第1の別紙を準用しており、「ぬ地域」の追加も「運用通達」の改正を反映している。

2) 範囲の拡大一防衛装備品の附属品又は部分品

上記の「ぬ地域」向けに「(すでに)輸出された輸出令別1の1の項の防衛装備品の維持・補修のために輸出される当該防衛装備品の附属品又は部分品」が特定包括輸出許可の範囲に追加

- ・このための需要者の誓約書は、原則として、提出書類通達別記1 (キ) に従い記載すること。
- ・当該防衛装備品の維持・補修のための附属品又は部分品は、(輸出実績の件数に関係なく)「継続的な取引関係等」に該当。
- ・(別表5)の「条件」の(9)「その他の軍事用途」で、「用いられる場合」の「輸出令別表第3地域」以外の地域の「失効」、「用いられる疑いがある場合」の「「輸出令別表第3地域」以外の地域の「届出」の規定は適用しない(=この限りでない。)。

「防衛装備移転三原則」の運用指針では、輸出できる防衛装備品は「救難・輸送・警戒・監視・掃海」の5類型に限定されているが、防衛装備本体の需要者・用途が明確化であることから、包括許可の対象になったものであろう。

3) 1の項(1)の「銃」の部分品の適用包括許可の変更

- ① (イ)のスポーツ用又は狩猟用銃、産業用の銃の部分品であって、「い地域①」向けは「特定」包括許可が適用できたが、一部は「特別一般」に移行し、「産業用の銃(救命銃、もり銃又はリベット銃を除く。)」だけが、「特定包括」を適用。
- ②上記「銃」のうち、空気銃等のスポーツ用又は狩猟用銃の部分品、救命銃、もり銃、リベット銃の部分品(出荷に際し輸送上の理由等により随時分離するものを含まない。)であって「い地域①」向けが「特別一般」包括許可が適用できるようになる。

4) 2の項(3) 原子炉用途以外の重水素に関する包括許可の対象変更

貨物等省令第1条第三号に該当するもののうち「輸出申告の際の重水素の原子炉の総量が20キログラム未満のもの」が削除され、「貨物等省令第1条第三号に該当するもの」に一本化された。重水素の用途拡大とNSGの規制を考慮した結果と思われる。NSGの規制は次の通り。

2.1. Deuterium and heavy water

Deuterium, heavy water (deuterium oxide) and any other deuterium compound in which the ratio of

deuterium to hydrogen atoms exceeds 1:5000 for use in a nuclear reactor as defined in paragraph 1.1. above in quantities exceeding 200 kg of deuterium atoms for any one recipient country within a period of one calendar year (1 Jan - 31 Dec).

5) 2の項(33)のベローズ弁の追加

貨物等省令第1条第三十八号のイ(絶対圧力計)に加えて、ロ(ベローズ弁)も対象に追加され、 しかもイが「半導体を製造する者を需要者とするものに限る。」と限定的であるのに対し、ロはそのよ うな限定はない。

6) 5の項(20)の追加

今般追加された5の項(20)貨物等省令第4条第十七号の「高エントロピー合金の粉又は耐火性のの金属の粉」の包括許可の適用範囲の規定である。「ち地域」以外は「一般」や「特別一般」が適用できる。

7) 7の項(10の2)の追加

今般追加された7の項(10の2)、貨物等省令第6条第十号の二の「FPLD:フィールド・プログラマブル・ロジック・デバイスを組み込んだモジュール、組立品、装置」の包括許可適用範囲の規定である。「ち地域」以外では「い地域①」が「特別一般/一般」、「と地域②(と地域③を除く。)」が「特別一般」、「と地域③」が「特定」である。

なお、今般追加された輸出令別表第1の3の2の項(2)10、貨物等省令第2条の2第2項第十号のペプチド合成装置は、現行規定の適用範囲の枠内に入っている。

(2) 別表 B

1) 1の項の修正

産業用の銃等の部分品の使用の技術が「い地域①」では「特定」、それ以外の「銃」の部分品の使用の 技術は「特別一般」が適用。「別表 A」に対応している。:

2) 7の項

7の項(1)の技術であって、輸出令別1の7の項(10の2)、貨物等省令第6条第十号の二の貨物の設計又は製造の技術は「い地域①」「と地域②(と地域③を除く。)」「と地域③」は、「特定」が適用。

- *なお、輸出令別1の7の項(10の2)の貨物の設計、製造の技術は、提出書類通達の別表2の付表2の1(ロ)にも追加されている。
- **様式第18の5、様式第24の改正は公布の日の2025年11月14日、その他の改正は20 26年2月14日施行

7. 輸出令別表第2の「33の項」:うなぎの稚魚の削除

この改正の意図を、「意見募集」から要約する。「「うなぎの稚魚」については、需給調整及び資源管理を目的として農水大臣の事前同意の下、経産大臣の承認を行っている。今般水産流通適正化法第10条に基づく規制対象に「うなぎの稚魚」が指定され、その管理を農水大臣に一元化し、輸出規制の重複排除の観点から、輸出令別表第2から削除する。」

輸出令第2条第第2項の改正と別表2からの「33」の削除、別表7の第二項の改正については20 25年12月1日施行である。

おわりに

今般の改正は、公布日は同じであっても、施行日がまちまちで、一見複雑であり、いつから施行されるかを正確に把握する必要がある。

また、リスト改正は、施行目前から許可申請を受け付けるということであり、CISTECで作成している「項目別対比表」(この一部の輸出令別表第1の3の2項(2)・貨物等省令第2条の2第2項第二号、第五号、第五号の二は、施行日は2025年11月15日であるので、この部分だけは無償でCISTECのHPへ掲載済み)、各種パラメーラシートの改訂も早急に行うべく、作業を進めている。

こうした改正があるときは、釈迦に説法ではあるが、不明な点は当局等に確認して、特に該非判定に関 しては慎重に行ってください。

以上